

パッケージ系電子出版物の納入及び利用に関する合意書

国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成12年法律第37号)の施行により、新たに納本の対象となる国立国会図書館法第24条第1項第9号に規定する出版物(以下「パッケージ系電子出版物」という。)の納入及び利用について、国立国会図書館(以下「甲」という。)と下欄に掲げる団体(以下「乙」という。)とは、パッケージ系電子出版物の特性にかんがみ、甲への納入と甲における利用が円滑に行われることを目的として、次のとおり合意する。

- 1 乙は、甲が図書館資料を収集し、国会、行政及び司法の各部門並びに一般公衆に対して利用に供する甲の社会的役割を十分認識し、甲へのパッケージ系電子出版物の納入の促進に努めるものとする。
- 2 甲は、納入されたパッケージ系電子出版物の利用に当っては、利用者の利便性に留意するとともに、著作権及び発行者の経済的利益を不当に害することがないように十分に配慮し、事前に乙と協議の上、その利用方法等を確定するものとする。
- 3 甲と乙とは、国内で発行されるパッケージ系電子出版物が国民固有の文化財であるとの認識にたつて、納本制度の普及に努めるとともに、その実効性を確保するため、パッケージ系電子出版物の納入、利用及び保存について継続して協議及び研究を行うものとする。

平成12年10月2日

合意団体一覧(五十音順)

(社) 映像文化製作者連盟	(社) 日本音楽著作権協会
(社) 音楽出版社協会	(社) 日本雑誌協会
(社) 音楽制作者連盟	(協) 日本シナリオ作家協会
(社) 音楽電子事業協会	(社) 日本書籍出版協会
(社) コンピュータソフトウェア著作権協会	(社) 日本新聞協会
全日本写真著作者同盟	日本データベース協会
(社) 全日本テレビ番組製作者連盟	日本電子出版協会
(財) データベース振興センター	(社) 日本美術家連盟
(社) デジタルメディア協会	(社) 日本文芸著作権保護同盟
(社) 日本印刷産業連合会	(社) 日本民間放送連盟
(社) 日本映画製作者連盟	(社) 日本レコード協会
(社) 日本映像ソフト協会	(財) マルチメディアコンテンツ振興協会
日本音楽作家団体協議会	